

事業報告書ガイドライン（案）の骨子案

【序章】

1. 設定の趣旨と経緯
 - ① 趣旨と経緯
 - ② 両部会での了承
2. 本ガイドラインの性格と取扱い
 - ① 通則法第38条の「事業報告書」との関係
 - ② 事業報告書の基礎にある前提や概念を含む
 - ③ 「基本的な指針」との関係（参照されるもの）
 - ④ 本ガイドラインの構成
 - ⑤ 必要に応じた見直し
3. 本ガイドラインが対象とする事業報告書
 - ① 一般目的財務報告
 - ② 連結財務諸表の取扱い

【第1章 事業報告書の特徴】

4. 通則法における事業報告書の取扱い
 - ① 財務諸表に添付して主務大臣に提出
 - ② 財務諸表とは異なり、事業報告書は主務大臣の承認の対象ではない
 - ③ 公表、備え置き
5. 事業報告書の特徴
 - ① 株式会社等の営利企業と比較した事業報告書の特徴
 - ・ 独立行政法人の定義
 - ・ 通則法第3条における「透明性」を踏まえる
 - ・ 法令等に基づく情報公開が充実している
 - ・ 事務・事業の実施には国による一定の関与を受ける
 - ・ 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施する
 - ・ 財務情報だけでは成果情報が提供されない
 - ② 財源構造の違いを踏まえた事業報告書の特徴
 - ・ 業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人
 - ・ 業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人
 - ・ 財務報告利用者、情報ニーズ、成果情報の考え方などに違いあり
 - ③ 通則法上の法人分類を踏まえた事業報告書の特徴
 - ・ 法人を3分類（法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類）
 - ④ 事務・事業の特性を踏まえた事業報告書の特徴

- ・ 多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮
 - ・ 平成25年閣議決定における業務類型等
- ⑤ 法人の規模を踏まえた事業報告書の特徴
- ・ 予算・人員が限られるなど、作成負担等への配慮
 - ・ 適切なガバナンスを構築
 - ・ 小規模法人を会計監査人による監査の対象外とすること
- ⑥ 一定の事業等のまとまりごとの目標を踏まえた取扱い
- ・ 主務大臣による目標及び評価の仕組み
- ⑦ 区分経理の取扱い
- ・ 利益処分の仕組み
 - ・ 一定の事業等のまとまりごとの目標との関係（2つの関係）
6. 事業報告書に関連する報告書等との関係
- ① 財務諸表及び決算報告書との関係
- ② 業務実績等報告書との関係
- ③ 任意で作成される報告書等との関係
- ④ 他の法令で作成が求められる報告書等との関係（作成時期など）

【第2章 事業報告書の利用者及び目的】

7. 事業報告書の利用者
- ① 国民その他の利害関係者
- ② 外部評価・監督者は情報仲介機能を有する
- ③ 情報ニーズは「基本的な指針」を参照
8. 事業報告書の目的
- ① 説明責任目的、意思決定目的
- ② 事業報告書の目的（2つの目的）
- ・ 副産物（ガバナンス、情報管理体制、部門をまたがるコミュニケーションなど）
9. 事業報告書の役割と範囲
- ① 業務運営の状況を報告すること
- ② 通則法第3章との関係（報告書と評価書は異なる）
- ③ 「基本的な指針」における財務報告の範囲への留意
- ④ 特に焦点を当てるべき情報
- ・ 多種多様な独立行政法人の存在
 - ・ 「基本的な指針」では財務諸表が基本的な情報
 - ・ 事業報告書の目的を踏まえて中核的な情報を選択（法人の長の意向・姿勢や運営上の方針・戦略等、ガバナンス、その他源泉など）
 - ・ 「基本的な指針」と本ガイドラインとの関係（視点の違い、情報の流れに影響）

【第3章 事業報告書の作成の目安となる考え方】

1 0. 作成の目安となる考え方

- ① 目的適合性
- ② 重要性
- ③ ストーリー性
- ④ プラットフォーム
- ⑤ 忠実な表現（信頼性、中立性など）
- ⑥ 比較可能性
 - ・ 多種多様な独立行政法人の存在と比較可能性との関係
- ⑦ 適時性
- ⑧ 簡潔・明瞭性
- ⑨ コスト対便益
- ⑩ 利用・加工のしやすさ
- ⑪ 作成の目安となる考え方の間のバランス
 - ・ 不要な重複等による膨大な情報や過度な作業負担等の防止

1 1. その他留意点

- ① 既存の公表情報等の十分な活用
- ② ICT の活用（作成の目安となる考え方に関係）

【第4章 事業報告書で提供される情報】

1 2. 原則主義

- ① 「基本的な指針」の考え方及び自主性との関係
- ② 「基本的な指針」における9項目との関係（利用者及び目的等に基づき導出）

1 3. 独立行政法人に共通して提供すべき情報

- ① 標準的な様式の必要性（独立行政法人が最低限記載すべき事項を定める）
 - ・ 比較可能性との関係
 - ・ 作業負担等との関係
- ② 「基本的な指針」における9項目ごとに提供すべき情報

1 4. 独立行政法人の実態を踏まえて提供される情報

- ① 実態を踏まえて提供される情報の例示の必要性
 - ・ 法人の規模、財源構造、事務・事業の特性等を踏まえた例示
 - ・ 一定の事業等のまとまりごとの目標と個別法の区分経理との関係を踏まえて提供される情報
 - ・ 「基本的な指針」における9項目を踏まえた検討（項目ごとの関係も踏まえた）
 - ・ 実態を踏まえて提供される情報の検討の切り口
- ② 「基本的な指針」における9項目ごとに提供すべき情報の例示

- 1 5. 事業報告書で提供される情報の取扱い
- ① 業務実績等報告書の作成時期等を踏まえた記載方法
 - ② 事業報告書の目的等を踏まえた継続的な見直し
 - ・ 副産物の効果の継続
 - ・ 事業報告書の公表後の実態把握を通じた例示の充実
 - ・ 提供される情報を見直すべき時期（法人の長の任命時期、新中期目標等の時期等が節目）

【第5章 事業報告書の表示】

- 1 6. 事業報告書の利用者及び目的、作成の目安となる考え方との関係
- ① 作成の目安となる考え方との共通性
 - ・ 概要情報の表示
 - ・ 全体像のコンパクト表示
 - ・ ハイライト情報の活用
 - ・ グラフ、図表、見出しの利用
 - ・ カラー表示と白黒表示
 - ② 情報の選択、配置場所、記載の順序、グルーピングなど
 - ③ 表示の単位（金額、数量など、法人の規模等を踏まえて選択）
- 1 7. 独立行政法人に共通して提供すべき情報との関係
- ① 標準的な様式により、独立行政法人に共通して提供すべき情報を選択（また、配置等の考え方が示される）
 - ② 標準的な様式は、「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を念頭に作成
 - ③ 標準的な様式は、通則法上の法人3分類を踏まえた提供が有用
 - ④ 標準的な様式は、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」など、財源構造の違いや事務・事業の特性等を踏まえて修正できる（その場合の説明など）
 - ⑤ 標準的な様式における情報に該当しない場合の取扱い
 - ・ 該当ない旨
 - ・ 他の箇所に記載している場合に参照の旨
 - ⑥ 独立行政法人整理合理化計画を踏まえた取扱い
 - ・ 「標準的な様式」を定めるとともに、最低限定めるべき事項の「記載例」を公表
- 1 8. 独立行政法人の実態を踏まえて提供される情報との関係
- ① 実態を踏まえて提供される情報が例示されることで、実態を踏まえて提供すべき情報が選択される
 - ② 法人の規模、財源構造、事務・事業の特性等を踏まえた記載例を示すことで、標準的な様式における情報の配置等の考え方の修正方法を明示することが有用

- ③ 事業報告書の特徴のみならず、事業報告書の利用者及び目的、作成の目安となる考え方も踏まえる必要

19. 事業報告書の提供方法

- ① 通則法第38条に基づく提供方法
- ② ホームページ等を活用した提供方法（プラットフォームとの関係など）

【付録】

20. 事業報告書とその他報告書等との関係イメージ

21. 事業報告書の検討に当たっての留意事項

- ① 法人の長の関与（トップダウン）
- ② 作成責任者及び作成チームの決定
- ③ 部門をまたがるコミュニケーション
- ④ 監事又は会計監査人の監査（信頼性と目的適合性等とのバランス）
- ⑤ 事業年度の期中からの準備

22. 構成員紹介

以上